

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月25日提出

霧島市長 前田 終止

記

- 1 対象施設名 霧島市国分斎場
- 2 指定管理者 霧島市国分福島一丁目28番13号  
株式会社フクシマ
- 3 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市国分斎場の概要

- ① 施設名 霧島市国分斎場
- ② 位置 霧島市国分名波町16番19号
- ③ 建築年度 平成2年度
- ④ 構造・面積 鉄筋コンクリート造一部2階建 延床面積 1,408.92㎡
- ⑤ 設置目的 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、火葬を支障なく行うため設置
- ⑥ 年間火葬件数 1,289件（平成25年度実績）
- ⑦ 年間使用料 7,729,000円（平成25年度実績）

2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
  - 名称 株式会社フクシマ
  - 代表者 代表取締役 福島 正志
  - 所在 霧島市国分福島一丁目28番13号
- ② 組織
  - 設立年月日 平成3年10月16日
  - 資本金 1,000万円
  - 従業員数 14人
  - 主な事業内容
    - ・インテリア小物、室内装飾品、民芸品、服飾雑貨品の販売
    - ・日用雑貨品の卸売販売
    - ・家具、寝具、厨房機器及び業務用什器備品の販売
    - ・トイレ及び各種配管の洗浄業
    - ・労働者派遣業
    - ・建築物、工作物清掃維持管理及び受託業
    - ・火葬場における機械の運転管理受託業
    - ・管工事業
    - ・不動産の売買、交換または、賃借の代理、媒介及び管理
    - ・建築工事、土木工事の請負業
    - ・損害保険の代理店業
    - ・農産物の生産および販売
    - ・健康食品の販売
    - ・前各号に付帯する一切の業務

3 評点結果

(株)フクシマ
757点

指定管理候補者選定委員会では、申請者から提出された事業計画書等を審査し、申請者へのヒアリングを踏まえ、各委員（10人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

#### 4 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会では、上記申請者について、指定管理候補者として適当か否かの協議を行い、株式会社フクシマを適当と認め、次の選定意見を取りまとめた。

（主な選定意見）

- ・ 365日職員を配置し、予約受付を行うことで、利用者の利便性向上に寄与していることを評価した。
- ・ 齋場にふさわしい態度や挨拶、言葉遣いなど、接遇研修や毎日のミーティングを通じて、遺族の心情に十分配慮する提案を評価した。
- ・ 東日本大震災ボランティアに参加した経験もあるとのことで、多くの方が一度に亡くなることについても想定し、問題意識を持った取組を行っていることを評価した。
- ・ 指定管理事業部、建築物清掃部、不動産部の3部門にわけた事業運営、特に建築物清掃部のノウハウを生かし、安価で清掃を実施するなどの工夫を評価した。
- ・ 苦情への公正な対応や、マニュアルの整備など危機管理体制を評価した。
- ・ これまで大きな問題がなく安定的な管理運営を行っていることを評価した。